平成２１年（フ）第２１１１号
熊本県玉名市横島町横島6471番地、住民票上の住所名古屋市港区宝神５丁目2801番地　ライオンズマンション港西103号
債務者　前泊みどり
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　慎也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月17日午後１時55分
5　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１９６７号
愛知県春日井市高森台10丁目２番地２―５号棟203号室
債務者　宮村　和夫
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　千絵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月25日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２１５２号
横浜市鶴見区下末吉３丁目12番15―104号
債務者　福田　照己
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　憲宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月17日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１９８６号
横浜市保土ケ谷区新井町274番地10
債務者　平井美江子
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橘川　真二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月18日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１９８８号
横浜市保土ケ谷区新井町274番地10
債務者　平井　文明
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橘川　真二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月18日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１８５１号
札幌市南区定山渓温泉西３丁目100番地　ホテル鹿の湯男子Ｃ寮
債務者　小林　定一
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邉　　宙
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月26日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１０３１号
神戸市北区ひよどり台５丁目７番地　市営ひよどり台住宅63―506号
債務者　岸本設備工業こと　岸本　昇三
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大槻　倫子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月８日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３６４号
滋賀県守山市笠原町875番地の２
債務者　奥村　眞治
1　決定年月日時　平成21年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野嶋　　直
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月20日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３７５号
新潟市東区牡丹山４丁目１番30号
債務者　福島　憲也
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関　　雅夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月30日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
新潟地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第２０４号
愛知県稲沢市矢合町1358番地
債務者　大﨑　智央
1　決定年月日時　平成21年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第３４６号
函館市田家町14番12―304号
債務者　高橋　英俊
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第３５６号
函館市北浜町５番16号
債務者　扇谷　　基
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第３７３号
函館市大川町７番14号
債務者　川村　繁松
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第２８０号
奈良県磯城郡田原本町大字新町365番地の１
債務者　前田　一代（旧姓土橋）
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第３４７号
奈良県大和高田市大字秋吉24番地
債務者　山田　重子
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第９３号
三重県伊勢市二俣１丁目８番７号
債務者　中山　典子
1　決定年月日時　平成21年８月19日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２１年（フ）第９４号
三重県伊勢市吹上２丁目12番21号
債務者　濱邉　繁幸
1　決定年月日時　平成21年８月19日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２１年（フ）第１８３６号
名古屋市緑区鹿山２丁目95番地　ネオグランデ鹿山210号
債務者　田中美千代（旧姓須飼）
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部